

発表事項 2

議員提出条例に係る検証検討会について

当検討会が検証の対象とする条例は、平成 13 年に成立した「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」から平成 16 年に成立した「子どもを虐待から守る条例」までの 7 本とすることとなりました。

そして、この中で、まず最初に、三重県リサイクル製品利用推進条例を、検証、検討することとなりました。

すでに、執行部の所管部局から、当条例の運用状況について聴き取りを行っており、今後、参考人招致等を行い、多様な視点から検証を行った上で、議論を深めていく見通しです。

1 検証の対象とする条例

三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例（平成 13 年三重県条例第 47 号）

議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例（平成 13 年三重県条例第 48 号）

三重県リサイクル製品利用推進条例（平成 13 年三重県条例第 46 号）

県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（平成 14 年三重県条例第 41 号）

県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例（平成 14 年三重県条例第 42 号）

三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（平成 15 年三重県条例第 31 号）

子どもを虐待から守る条例（平成 16 年三重県条例第 39 号）

2 最初に検証、検討する条例

三重県リサイクル製品利用推進条例（平成 13 年三重県条例第 46 号）

3 招致する参考人（案）

三重県リサイクル製品利用推進条例第 7 条に基づく三重県リサイクル製品認定委員、その他